

UR都市機構 留学生受入れのご案内

【UR賃貸住宅について】

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）が管理する賃貸住宅です。「UR賃貸住宅」の「UR」は、都市再生機構（Urban Renaissance Agency）の英語略称です。

全国約75万戸、中部エリア約5万8千戸あるUR賃貸住宅のほとんどが、抽選なしの先着順受付となっております。

【UR賃貸住宅のメリット】

- ・礼金・仲介手数料・更新料・保証人は不要です。
- ・インターネットで空室を検索できます。
- ・建物は鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリートですので、安心してお住まいいただけます。
- ・退去時は室内の修理負担区分を明確にし、敷金精算時のトラブル防止に努めています。

【ご入居の方法】

○留学生入居促進制度の利用

大学と機構との間で「留学生入居促進制度」に基づく協定書を締結することにより、留学生様個人名義にて賃貸借契約を結ぶことができます。（敷金が通常2ヶ月分が1ヶ月分になります。）

○大学等が名義となる契約

国や地方公共団体または大学が契約名義人として機構との間に賃貸借契約を締結することで、留学生の皆様がご入居できます。

【お問合せ先】

UR都市機構 UR名古屋営業センター（法人営業担当）

住所 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル1階

電話番号 052-968-3110

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<http://www.ur-net.go.jp/chubu/>